



安全

山菜採りにおける事故の防止

慣れた山にも、隠れた危険
 例年、4月に入ると、行者ニンニクやタケノコなどの山菜を求めて入山し、山中で道に迷ったり、沢に転落したりする事故が発生しています。

慣れた山でも、油断による「危険な落とし穴」があることを決して忘れてはいけません。
 行き先を家族に伝えましょう
 行き先が分からないと、捜索開始が遅れます。行き先や帰宅時間を確実に家族に伝えましょう。
 無理に山奥に入らないようにしましょう

自分の体力や体調、天候や時間に合わせた行動をしましょう。
 単独での入山は避けましょう
 万が一、迷ったり、怪我をしたりした場合、一人では救助要請ができません。なるべく複数で出掛けましょう。また、山の中では、絶えず声を掛け合いながら、お互いの位置を確認しましょう。

目立つ色の服装で入山しましょう
 万一遭難した場合、ヘリコプターが上空から救助に向かう場合もあります。上空からは、赤色や白色系の服装が目立ち、発見されやすくなります。

携帯電話やホイッスルを持ちましょう
 携帯電話があれば、非常時の連絡手段として、助けを求めることができます。また、ホイッスルがあると周囲に自分の存在を知らせることができます。

閩興部警察署 ☎ 82・2110

春の全国交通安全運動を実施

手をあげて じぶんでまもろう
 5のちのめいぞう

運動期間

4月6日(火)～15日(木)の10日間

また、4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

一人ひとりが交通ルールを正しく守り、思いやりのある交通マナーで交通事故死ゼロを目指しましょう。
 閩興部警察署 ☎ 82・2110



社会福祉

交通費助成券(ハイヤー券)を交付します

町では、交通費助成券を交付し、町内でハイヤーを利用した際の基本料金を助成します。

●**居宅老人交通費助成**
 対象者・交付枚数 自動車を持って

いない人で、次のいずれかの該当者
 ①満75歳以上 24枚
 ②満70歳以上の単身世帯 24枚
 ③満70歳以上の夫婦世帯 18枚
 ④満70歳以上で自動車運転免許証を自主返納した人 対象者の世帯状況により、24枚または18枚

※年度途中に対象となった人は、決定月から月割計算となります。

※居宅老人交通費助成の④に該当する場合、「運転免許の取消通知書」など、運転免許証を自主返納したことを証明できる書類が必要です。
 必要書類等 印鑑、生年月日が確認できる書類(被保険証など)、各種手帳

●**重度身体障害者ハイヤー料金助成**

対象者 次のいずれかの該当者
 ①身体障害者手帳(1級または2級)の下肢障害、体幹機能障害、視覚障害のいずれかがある人

②療育手帳A判定
 交付枚数 43枚

必要書類等 印鑑、生年月日が確認できる書類(被保険証など)、各種手帳

申請場所 保健福祉課社会福祉係

※町税などを滞納し、納付について著しく誠実性を欠く場合は、交付できない場合があります。

閩保健福祉課社会福祉係

高齢者等入浴優待券を交付します

対象者 次のいずれかの該当者

- ①満70歳以上
- ②身体障害者手帳1級、2級

書用の用紙は保健福祉課社会福祉係窓口にあります。

※診断書は、申請日からおおむね2か月以内に発行されたものに限り、診断書等を除き、必要書類は発行(作成)から1か月以内のものに限ります。

※個々の状況に応じて、上記以外の書類を要する場合があります。

手当額

- 1級 5万2500円
- 2級 3万4970円

手当は4月11日、8月11日、11月11日の年3回、4か月分ずつ支給されます。

また、支給日が休日等に当たる場合は、その日の直前の平日に支給されます。

※受給資格の喪失時等は、支給日を待つことなく随時払となります。

閩保健福祉課社会福祉係

心身障がい者一般巡回相談のお知らせ

道立心身障害者総合相談所による巡回相談が次の日程で開催されますので、相談を希望される人は開催日の2か月前に社会福祉係へ申し込みください。

なお、その他の地域においても実施する予定がありますので、問い合わせください。

開催地・開催日

・北見市 5月25日(火)、26日(水)、10月13日(水)、令和4年1月18日(火)、19日(水)

③療育手帳A判定
 ④精神障害者手帳1級
 交付枚数 12枚

※年度途中に①から④に該当することとなった場合、該当月の翌月から月割計算となります。

必要書類等 印鑑、生年月日が確認できる書類(被保険証など)、各種手帳

申請場所 保健福祉課社会福祉係

※町税などを滞納し、納付について著しく誠実性を欠く場合は、交付できない場合があります。

閩保健福祉課社会福祉係



赤十字「災害用天幕」が配置

令和3年2月24日、日本赤十字雄武町分区に、赤十字「災害用天幕」が配置されました。

本天幕は、日本赤十字社北海道支部から納入されたものであり、各自治会の協力を得て町民の皆さんに納入いただいた「社資」が財源となっています。

赤十字「災害用天幕」は災害時の救護活動などに活用する予定ですので、今後とも、赤十字事業推進にご理解とご協力をよろしくお願ひします。

閩保健福祉課社会福祉係

・網走市 7月27日(火)、28日(水)、10月12日(火)

対象者

- ・18歳以上の身体障がい者で電動車いす等の直接判定を要する補装具の交付を希望する人
- ・18歳以上の知的障がい者で療育手帳の新規または再判定を希望する人
- ・その他、専門的判定を必要とする人

閩保健福祉課社会福祉係

巡回児童相談実施のお知らせ

「巡回児童相談」は、北見児童相談所から専門の相談員と判定員が雄武町に来町し、18歳未満の児童を対象として、言葉の遅れ、行動が気になる、他の子に比べて幼い感じがするなどの悩みをお伺いしながら、さまざまなサポートを行います。

相談内容

- ・療育手帳等の判定
- ・18歳未満の子どもの心や体に関する相談
- ・学校や家庭での問題についての相談
- ・言葉の障がい、身体の障がいなど
- ・その他子どもに関する相談

開催日

8月3日(火)、4日(水)
 10月5日(火)

※相談内容や希望者が多い場合は、ご希望の日程から調整させていただきます。

開催場所 役場庁舎別館
 閩保健福祉課社会福祉係

児童扶養手当受給者の皆さまへ

児童扶養手当の額は、毎年、全国消費者物価指数の実績値に基づき改定されています。

今年度、全国消費者物価指数の対前年度比は0.0%のため、令和3年4月以降の金額に変更はありません。

全部支給(月額)

4万3160円

一部支給(月額)

4万3150円～1万1800円

閩保健福祉課社会福祉係

特別児童扶養手当制度のお知らせ

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(どちらか所得の高い人が受給者となります)、父母以外が児童を養育している場合はその人に手当が支給されます。ただし、次の場合は手当が支給されません。
 ・父母等に監護されていない(施設入所等)とき
 ・障がい児が日本国内に住所を有しないとき

・障がい児が当該障がいを支給事由とする年金を受給しているとき
 (ただし全額支給停止のときを除く)
 (20歳未満で就労し、厚生年金加入の人が交通事故などで障がいとなった場合など※障害厚生年金の取扱いによる)

・当該父母が、日本国内に住所を有